

新制度スタート！技能実習法が11月1日に施行！

2017年4月7日付で関係政省令等が公布され、技能実習法の施行日が2017年11月1日に決定いたしました。

技能実習法は、技能実習制度の趣旨・目的である「国際協力」を強く打ち出し、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、技能実習は、①技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと、が基本理念に定められています。

〈新制度の変更点／抜粋〉

- 監理団体は「許可制」〈一般監理事業許可、特定監理事業許可〉とする。
- 実習実施者は「届出制」とし、技能実習計画は技能実習生ごとに「認定制」とする。
- 外国人技能実習機構〈認可法人〉を創設し、監理団体等に報告を求め、実地検査等の業務を実施。
- 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- 所管省庁・都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- 技能実習生の送出しを希望する国と二国間取決めを作成し、相手国政府と協力して不適正な送出国を排除。

「一般監理事業許可」を受けた監理団体や「優良認定」を受けた実習実施者に対しては、

実習期間の延長：3年→5年〈一旦帰国後最大2年の実習〉
受入れ人数の拡大：常勤従業員数に応じた人数枠が倍増
対象職種の拡大：地域限定・企業独自の職種〈社内検定の活用〉・複数職種の技能実習

〈受入れ人数枠〉 ※優良認定を受けると基本人数の2倍

常勤職員数	技能実習1号の人数	
	〈基本〉	〈優良認定〉
301人以上	常勤職員数の5%	常勤職員数の10%
201人～300人	15人	30人
101人～200人	10人	20人
51人～100人	6人	12人
41人～50人	5人	10人
31人～40人	4人	8人
30人以下	3人	6人

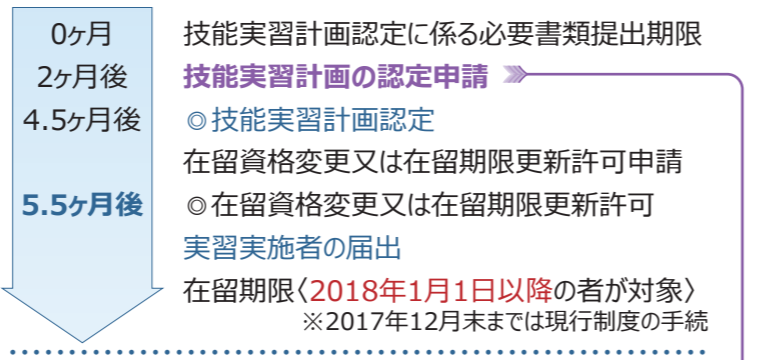
新設された「外国人技能実習機構」〈認可法人〉によると、監理団体の許可申請は同年6月1日、技能実習計画の認定申請は同年7月3日から事前受付を開始します。

事前受付開始後しばらくは、監理団体や実習実施者への事前調査をはじめ申請案件が集中し混雑が予想されるため、当組合では、原則として次の表の手続を予定しています。

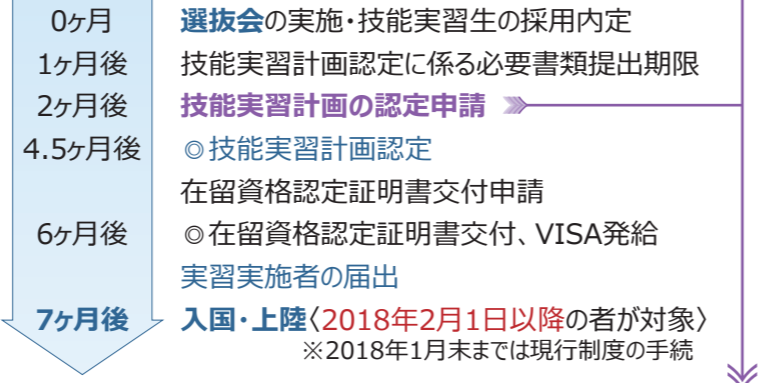
したがって、**2018年2月1日以降に入国予定、又は在留期間満了が2018年1月1日以降の技能実習生については新制度を適用**し、技能実習計画の認定申請を行います。

また、選抜から上陸までの手続期間を、従来の6ヶ月から7ヶ月に変更し、当面は余裕を持って手続を行います。また、技能実習計画認定申請では、旧制度の手続に比べ添付書類が増えますので、早めの準備とあわせ、期日提出へのご協力をお願いいたします。

〈在留期限までの手続／在籍技能実習生〉



〈選抜会から上陸までの手続／新規技能実習生〉



技能実習計画の認定申請の添付書類／実習実施者分を抜粋)

- * 登記事項証明書
- * 直近2事業分の貸借対照表・損益計算書の写し
- * 役員の住民票の写し
- 〈マイナンバーの記載がないもの。日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載があるもの。外国人の場合は、国籍等、在留資格、在留期間満了日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。〉
- * 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の社会保険・労働保険の加入状況を称する書類〈健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど〉
- * 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書・就任承諾書・誓約書
- * 技能実習生の報酬に関する説明書
- * 宿泊施設の適正についての確認書
- * 徴収費用の説明書〈雇用契約の協定控除〉

5月30日に「改正個人情報保護法」が全面施行！

2015年9月に改正個人情報保護法が公布され、本年5月30日に全面施行されます。改正法では、個人の権利・利益の保護強化という側面、個人情報の利活用確保という側面を併せ持ちながら、グローバルな水準に向けた法規制としての第一歩を踏み出すことになりました。

現行法では適用を除外されていた民間事業者も、施行後は改正法の適用対象になります。当組合では、個人情報保護法関連の資格保有者を増員し、技能実習生や実習実施機関の役職員等の個人情報の保護に努めます。〈現在の資格保有者:3名〉

なお、個人情報保護法上の「個人情報」は、次の3つに分類されます。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であって、

- **氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの**〈他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む〉
例:データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

● **①又は②の個人識別符号が含まれるもの**

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
例:DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈等
- ② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
例:マイナンバー、基礎年金番号、雇用保険の被保険者識別番号、旅券番号、免許証番号等

● **要配慮個人情報**

個人の人種・信条・社会的身分・病歴等、その取扱いによっては差別・偏見を生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められるもの
例:身体上の障害・健康診断の結果等

● **匿名加工情報**

個人情報に適正な加工を施し、特定の個人を識別できず、復元できないようにしたもの

② 個人データ

個人情報データベース等(※)を構成する個人情報

例:名簿、連絡帳、委託を受けて入力・編集・加工等を行っているもの

〈※〉個人情報を含む情報の集合体であって、電子媒体・紙媒体を問わず、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの。利用方法から個人の権利利益を害するおそれが少ないもの〈市販の電話帳等〉を除く。

③ 保有個人データ

個人情報取扱事業者が開示・訂正・削除等の権限を有する個人データ〈6ヶ月以内に消去することとなるものを除く〉
例:事業活動に用いる顧客情報、従業員の人事管理等

〈事業者が守るべき個人情報の取扱いルール／抜粋〉

- ① **個人情報を取得・利用する時**は、事前に利用目的を公表している場合を除き、本人に通知すること。要配慮個人情報を取得する場合は事前に本人の同意を得ること。
- ② **個人情報を保管する時**は、書庫の施錠やパソコンのパスワード設定、従業員や委託先に対する適切な監督等の安全措置を講ずること。
- ③ **個人情報を第三者に提供する時**は、原則として、事前に本人の同意を得ること。第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。なお、業務委託・事業承継・共同利用は、第三者提供には当たらない。
- ④ **個人情報を外国にいる第三者に渡す時**は、本人の同意を得ること。外国の第三者が適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- ⑤ **本人から個人情報の開示を求められた時**は、その請求に応じて、保有個人データを開示・訂正・利用停止等すること。

エコ・プロジェクト協同組合からのお知らせ

雇用保険料率の引き下げ〈平成29年4月〉のご案内

平成29年4月1日以降の雇用保険料率は次の通りです。4月分の賃金支給月が5月となる場合は、再度ご確認ください。

事業の種類	労働者負担	事業主負担
一般の事業 〈新〉	3/1,000	6/1,000
	〈旧〉 4/1,000	7/1,000
建設の事業 〈新〉	4/1,000	8/1,000
	〈旧〉 5/1,000	9/1,000

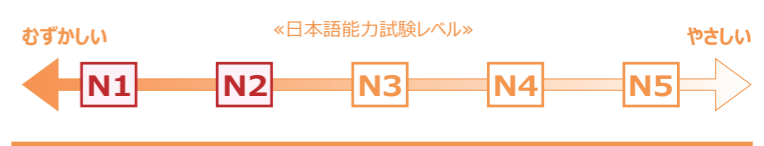
日本語能力試験・技能検定等「合格褒章制度」のご案内

当組合の技能実習生・建設就労者を対象に、2017年内に日本語能力試験および技能検定合格者への褒章を行ないます。

2016年度の「日本語能力試験」合格者はN3が6名、N2が3名、「随時3級・専門級」の実技・筆記両方の合格者は5名でした。引き続き、合格に向けて企業の皆様のお力添えをお願いいたします。

〈2017年度 日本語能力試験の実施日〉

- 第1回 2017年 **7月2日**〈日〉 申込受付:終了
- 第2回 2017年 **12月3日**〈日〉 申込受付:2017年9月～



日本語能力試験・褒章制度〈技能実習生・建設就労者対象〉

- N1** 商品券10,000円分
 - N2** 商品券5,000円分
- ※上記進呈品は、合格証コピーと交換をお願いいたします。

技能検定・技能評価試験褒章制度〈技能実習生・建設就労者対象〉

- 随時3級・専門級** (実技・筆記両方合格のこと) 商品券5,000円分
- ※受検申込は当組合が行います。

※ 技能検定・褒章制度は、新制度の開始に伴い、2017年10月31日までの受検(受験)者といたします。